

(証券コード 8960)
(発信日) 2023年 8月10日

投 資 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー18階
ユナイテッド・アーバン投資法人
執行役員 衛 門 利 明

第12回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第12回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ではございますが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年8月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会の決議事項とされております各議案は、いずれも本投資法人規約において「みなし賛成」の適用除外とされる事項には該当いたしません。従いまして、**投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

(本投資法人現行規約抜粋)

現行規約第15条第1項から第3項まで

(みなし賛成)

- 第15条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとします。
- (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
 - (2) 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限ります。）
 - (3) 解散
 - (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
 - (5) 投資法人による資産運用委託契約の解約
3. 第1項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、本投資法人ウェブサイト「第12回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.united-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ユナイテッド・アーバン投資法人）又は証券コード（8960）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時： 2023年8月29日（火曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所： 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo オークラ プレスステージタワー2階「オーチャード」
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決 議 事 項
 - 第1号議案： 規約一部変更の件
 - 第2号議案： 執行役員1名選任の件
 - 第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
 - 第4号議案： 監督役員2名選任の件
 - 第5号議案： 補欠監督役員1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ではございますが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定(これに関連する投信法等の改正規定を含みます。)が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号) 第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人について、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされておりますが、明確化のため本投資法人の規約においてその旨を確認的に規定するものです。また、電子提供措置の導入に伴い、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるものとするための規定を追加するものです(変更案第11条第2項及び第3項関連)。

(2) 上記変更による定義語の移動に伴う変更、及び規約の改正の効力発生により不要となった附則の削除などを行うものです(現行規約第26条及び第42条関連)。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙に記載のとおりであります。

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員衛門利明は、2023年8月31日をもって任期満了となります。つきましては、2023年9月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、現行規約第20条第1項の定めに基づき、就任する2023年9月1日より2年とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、監督役員の全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
あさたに けんみん 朝谷 健民 (1963年5月2日)	1986年4月	丸紅株式会社入社 海外建設部
	1988年4月	同社 開発建設総括部
	1989年4月	イラク海外開発建設工事事務所 出向
	1991年4月	タイC.I.M Development Co., Ltd 出向
	1994年4月	丸紅株式会社 開発建設総括部
	1999年4月	同社 企画推進部
	2000年4月	同社 開発建設総括部
	2003年4月	同社 建設工事事業室 室長代理
	2004年10月	丸紅設備株式会社 出向
	2005年12月	丸紅株式会社 建設工事事業室 室長代理
	2006年4月	同社 エステートマネジメント部 部長代理
	2008年2月	丸紅アセットマネジメント株式会社 出向 取締役
	2015年2月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社 出向 コーポレート・オペレーション・チーム 部長 兼 法務・リスク管理チーム 部長
	2018年4月	丸紅リアルエステートマネジメント株式会社 出向 営業総括部長
	2019年5月	ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社 出向 チーフ・フィナンシャル・オフィサー 兼 ファイナンス 部長 兼 総務経理部長 (現職)

- ・上記執行役員候補者は、他の法人等の代表者又は他の投資法人の執行役員等の兼務をしておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は2023年8月31日にジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社への出向を終え、丸紅株式会社に帰任する予定です。その後、上記執行役員候補者は2023年9月30日に丸紅株式会社を退職する予定です。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第2項の定めに基づき、2023年9月1日より2年とします。

また、本議案において選任される補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、監督役員の全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
ば たい じゅんいち 馬 躰 純 一 (1968年8月27日)	1991年 4 月	丸紅株式会社入社 大阪開発建設第一部
	1999年 4 月	同社 開発建設第二部
	2003年 4 月	同社 東京住宅開発第二部
	2008年 4 月	同社 住宅開発第二部
	2010年 4 月	同社 住宅開発第一部
	2011年 4 月	同社 開発建設事業部
	2013年 4 月	同社 開発建設第一部
	2015年 4 月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社 出向 インベストメント・チーム 部長
	2016年 4 月	同社 資産運用本部 本部長
	2017年 4 月	丸紅株式会社 不動産開発事業部 部長
	2022年 4 月	丸紅都市開発株式会社 出向 代表取締役
	2022年 4 月	丸紅不動産流通株式会社 代表取締役
	2023年 4 月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社 出向 代表取締役 社長執行役員（現職）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用に係る業務を委託している資産運用会社であるジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間に特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員岡村憲一郎及び関根久美子の両名は、2023年8月31日をもって任期満了となります。つきましては、2023年9月1日付で新たに監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、現行規約第20条第1項の定めに基づき、就任する2023年9月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	
1	おかむら けんいちろう 岡村 憲一郎 (1971年8月18日)	1994年4月	みすず監査法人入所
		1997年4月	公認会計士登録
		2007年2月	かえで会計アドバイザリー株式会社 代表取締役 (現職)
		2011年6月	かえで税理士法人 代表社員 (現職)
		2011年6月	CYBERDYNE株式会社 社外監査役 (現職)
		2015年6月	SGホールディングス株式会社 社外監査役 (現職)
		2015年6月	兼松サステック株式会社 社外監査役
		2016年6月	同社 社外取締役 (監査等委員)
		2019年9月	ユナイテッド・アーバン投資法人 監督役員 (現職)
2	せきね くみこ 関根 久美子 (1978年7月24日)	2005年10月	裁判官任官 横浜地方裁判所 判事補
		2008年4月	「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」 に基づく弁護士登録
		2010年4月	横浜地方・家庭裁判所川崎支部 判事補、 川崎簡易裁判所 判事
		2013年4月	宇都宮地方・家庭裁判所 判事補、 宇都宮簡易裁判所 判事
		2014年10月	弁護士登録 田辺総合法律事務所入所
		2015年4月	田辺総合法律事務所 パートナー (現職)
		2019年9月	ユナイテッド・アーバン投資法人 監督役員 (現職)

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者岡村憲一郎は、かえで会計アドバイザリー株式会社の代表取締役、かえで税理士法人の代表社員、CYBERDYNE株式会社の社外監査役及びSGホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者関根久美子は、田辺総合法律事務所のパートナーを兼務しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第2項の定めに基づき、2023年9月1日より2年とします。

また、本議案において選任される補欠監督役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
しみず ふみ 清水 扶美 (1979年5月19日) (注) 清水扶美氏の戸籍上の氏名は、山崎扶美であります。	2005年10月	弁護士登録 田辺総合法律事務所入所
	2015年4月	田辺総合法律事務所 パートナー
	2015年10月	日本証券金融株式会社入社
	2018年4月	田辺総合法律事務所 パートナー復帰 (現職)
	2020年6月	株式会社テクノアソシエ 社外取締役
	2023年1月	防衛調達審議会 委員 (現職)

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、田辺総合法律事務所のパートナー及び防衛調達審議会の委員を兼務しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案又は本投資法人の現行規約第15条第2項に定める議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条第1項から第3項までに定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案及び本投資法人の現行規約第15条第2項に定める議案には該当しておりません。

以 上

【別紙】

規約変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
(投資主総会の開催公告及び招集通知) 第11条 (記載省略) (新設) (新設)	(投資主総会の開催公告、<u>招集通知及び電子提供措置等</u>) 第11条 (現行のとおり) 2. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるもの</u> <u>とします。</u> 3. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができます。</u>
(資産運用の基本方針) 第26条 本投資法人は、中長期にわたり安定収益の確保を図ることを目標とし、資産を主として不動産等資産（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第105条第1号</u>へにおいて定義される意味を有します。以下同じです。）のうち不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に対する投資として運用することを目的とします。	(資産運用の基本方針) 第26条 本投資法人は、中長期にわたり安定収益の確保を図ることを目標とし、資産を主として不動産等資産（<u>投信法施行規則第105条第1号</u>へにおいて定義される意味を有します。以下同じです。）のうち不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に対する投資として運用することを目的とします。
<u>第11章 附則</u> (改正の効力発生時期) 第42条 <u>第41条に定める資産運用報酬に係る改正は、2021年12月1日に効力を生じるものとし、同条第1号（イ）資産運用報酬Ⅱは、同日から開始する営業期間に関するものから開始するものとします。</u>	(削除)

現 行 規 約		変 更 案	
制定	2003年10月28日	制定	2003年10月28日
改定	2003年11月20日	改定	2003年11月20日
	2005年 8 月30日		2005年 8 月30日
	2007年 8 月30日		2007年 8 月30日
	2009年 8 月28日		2009年 8 月28日
	2010年 6 月29日		2010年 6 月29日
	2011年 8 月31日		2011年 8 月31日
	2013年 8 月30日		2013年 8 月30日
	2015年 8 月28日		2015年 8 月28日
	2017年 8 月28日		2017年 8 月28日
	2019年 8 月29日		2019年 8 月29日
	2021年 8 月31日		2021年 8 月31日
	2021年12月 1 日		2021年12月 1 日
			<u>2023年 8 月29日</u>

[illegible]

投資主総会会場ご案内図

The Okura Tokyo オークラ プレステージタワー 2階「オーチャード」
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 電話03-3582-0111



Okura Parking側道をお進みいただき、
宴会場入口(1階)をご利用ください。

スマートフォン又はタブ
レット端末から右記の
QRコードを読み取ると
Googleマップにアクセ
スいただけます。



(交通)

- | | | |
|---------------|--------------------|---------|
| ・東京メトロ日比谷線 | 「虎ノ門ヒルズ駅」(出口A1・A2) | より徒歩5分 |
| ・東京メトロ銀座線 | 「虎ノ門駅」(出口3) | より徒歩10分 |
| ・東京メトロ銀座線／南北線 | 「溜池山王駅」(出口14) | より徒歩10分 |

お願い 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。